

令和6年第7回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年5月13日(月) 午前10時

2 開催場所 五所川原市役所 2階 B、C会議室

3 出席委員 19名

会 長

20番 森 義博

会長職務代理者

19番 小山内 清人

委 員

1番 今 貴洋

2番 山形 浩一

3番 角田 里美

4番 宮崎 尚彦

5番 伊藤 美穂子

6番 鳴海 正

7番 外崎 高逸

9番 石岡 雅樹

10番 小林 達英

11番 佐藤 善一

12番 一戸 孝志

13番 工藤 昇

14番 佐藤 敬道

15番 相馬 孝雄

16番 柳原 一夫

17番 白戸 裕丈

18番 中谷 徳善

欠 席

8番 乗田 栄一

4 次 第

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

(6) 議 事

議案第53号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第54号 農用地利用集積計画の決定について

議案第55号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

議案第56号 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について

議案第57号 耕作放棄地が「農地」に該当するか否かの判断について

議案第58号 不動産取得税徴収猶予に関する適格者について

報告第13号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて

報告第14号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可の取消しについて

報告第15号 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について

5 その他

6 閉 会

7 参 与

農業委員会事務局

局 長	一戸 武二
次 長	鈴木 秀人
農地係長	山田 竜太郎
主 査	藤元 大季

農業委員会金木支所

主 幹	山中 智子
-----	-------

農業委員会市浦支所

支所長	奈良 和之
-----	-------

農林政策課

主 事	太田 樹
-----	------

(開会時刻 午前10時)

司 会 ただ今から令和6年第7回総会を開会いたします。
はじめに、森会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願いします。
森会長、よろしくをお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行につきまして、ご協力をお願い致します。

本委員会の在籍委員数は20名であります。本日の出席委員数は19名であり、定足数に達しており、会議が成立いたしました。

次第4「議事録署名者の指名及び書記の任命」を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第26条に規定する署名者の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、それでは私から指名させていただきます。

議事録署名者には、7番 外崎 ^{こういつ}高逸 委員、

9番 石岡 雅樹 委員のご兩名を指名いたします。

また、書記には金木支所 山中主幹を任命いたします。

議 長 なお、参与として、一戸事務局長、鈴木次長、山田農地係長、藤元主査、奈良市浦支所長、農林政策課太田主事をお願いいたします。

次に、次第5業務報告を参与から報告していただきます。

参 与 令和6年4月26日午前9時30分から、市役所2階会議室においてあっせん委員会を行い、三浦 大推進委員と事務局であっせんにあたり、3条有償移転事業5件、あおもり農業支援センター事業3件を適正に処理しました。

同じく、令和6年4月26日午前10時から、柳原 一夫委員、鳴海 正委員、松本 浩幸推進委員で五所川原北地区の法務局登記官照会1件の現地調査を行いました。

議 長 ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第53号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 1ページをご覧ください。

議案第53号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

申請件数は、有償所有権移転11件、無償所有権移転2件です。2ページをご覧ください。

- 1番 大字戸沢字玉清水、田2筆、合計4,438㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額200,000円の有償移転です。
- 2番 大字福山字実吉ほか、田9筆、合計6,107㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額1,000,000円の有償移転です。
- 3番 大字水野尾字宮井ほか、田3筆、合計6,258㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額1,250,000円の有償移転です。
- 4番 大字長富字飯詰川より南、田5筆、合計15,389㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額760,000円の有償移転です。
- 5番 大字持子沢字笠野前ほか、畑5筆、合計11,321㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額2,000,000円の有償移転です。
- 6番 大字広田字下り松、田1筆、123㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額20,000円の有償移転です。
- 7番 大字太刀打字早蕨、田1筆、371㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額1,500,000円の有償移転です。
- 8番 大字毘沙門字中熊石、田2筆、合計1,686㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 120,000 円の有償移転です。

9 番 字雛田、田 1 筆、109 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 1,850,000 円の有償移転です。

10 番 大字梅田字燕口、畑 1 筆、235 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。

11 番 金木町川倉外沢、田 1 筆、201 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 70,000 円の有償移転です。

12 番 金木町嘉瀬駒留、田 1 筆、107 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 25,000 円の有償移転です。

13 番 大字長富字二之沢添ほか、田 10 筆、合計 14,956 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。

以上、皆様のタブレットに配信しております農地法第 3 条調査書のとおり、同法第 3 条第 2 項の不許可要件に該当せず、全て許可相当であると判断されます。

議長 議案第 53 号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第 53 号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第 53 号について原案のとおり許可いたします。
つづきまして議案第 54 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
参与より説明をお願いします。

参 与 9ページをご覧ください。
議案第54号「農用地利用集積計画の決定について」であります。
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めることについて、農業委員会の決定を求めるものであります。
件数は、利用権設定43件、所有権移転3件です。
10ページ番号1番から22ページ27番までの利用権設定27件については、皆様のタブレットに配信しております農業経営基盤強化促進法第18条調査書のとおり、各要件を満たしております。
23ページ番号28番から31ページ43番までの一括方式16件については、一括方式による農用地利用集積計画で、あおり農業支援センターが借受けた農地の転貸となります。受け手の選定については、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、受け手の経営地と貸付地が隣接している等のルールにより市農林政策課が選定しています。
32ページ番号1番から33ページ3番までの所有権移転3件については、あおり委員会による「あおり農業支援センター」農地中間管理事業によるものです。

議 長 議案第54号についての説明が終わりました。
議案においては事前に配信しておりますので、このまま審議に移りたいと思います。ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第54号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第54号について原案のとおり決定いたします。つづきまして、議案第55号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。
参与より説明をお願いします。

参 与 34ページをご覧ください。
議案第55号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」であります。
農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて、農業委員会の決定を求めるものであります。件数は2件です。
35ページをご覧ください。

1番 利用権の設定を受ける者、設定する者は記載のとおりです。利用権を設定する農用地は金木町神原小泉、田5筆、合計524㎡、期間は10年、借賃は10aあたり

30,000 円です。受け手の決定理由は、借受希望者のうち経営地に最も近接しているためです。

2 番 利用権の設定を受ける者、設定する者は記載のとおりです。利用権を設定する農用地は金木町神原小泉、田 1 筆、197 m²、期間は 10 年、借賃は 10a あたり 30,000 円です。受け手の決定理由は、借受希望者のうち経営地に最も近接しているためです。

以上、促進計画案の利用権を設定する農地は、あおもり農業支援センターが借受けた農地の転貸となります。

受け手の選定については、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、受け手の経営地と貸付け地が隣接している等のルールにより市農林政策課が選定しています。

議 長 議案第 55 号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 55 号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 55 号について原案のとおり承認いたします。
つづきまして、議案第 56 号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を議題といたします。
参与より説明をお願いします。

参 与 36 ページをご覧ください。

議案第 56 号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」であります。
青森地方法務局五所川原支局登記官より標記照会があり、現況を調査し回答した
ので承認を求めるものです。件数は 1 件です。

1 番 大字飯詰字影日沢、畑 1 筆、1,360 m²、所有者は記載のとおりです。変更後の地
目は宅地です。

議 長 議案第 56 号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 56 号について承認することにご異議ござい
ませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第56号について原案のとおり承認いたします。
つづきまして、議案第57号「耕作放棄地が「農地」に該当するか否かの判断について」を議題といたします。
参与より説明をお願いします。

参与 37ページをご覧ください。
議案第57号「耕作放棄地が「農地」に該当するか否かの判断について」であります。
耕作放棄地について、農業委員会が「農地」に該当するか否かの判断をしたいので議決を求めるものです。
提案理由は、利用状況調査で把握した農地・非農地の判断対象地について、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断をしたいので、議決を求めるものであります。件数は1件です。

38ページをご覧ください。

1番 大字七ツ館字鶴ヶ沼、田1筆、1,186㎡

現況確認による判断結果は非農地です。

39ページは、令和6年4月23日に実施した利用状況調査で農地として再生利用が困難な農地として非農地判断する土地の資料です。

40ページは、非農地判断をした確認結果です。

非農地と判断した理由は、長年の休耕により森林の様相を呈しており、農地への復元が極めて困難であることから、非農地と判断いたしました。場所については41ページをご覧ください。

議長 議案第57号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第57号について原案のとおり承認し、「非農地」と判断することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第57号について原案のとおり承認いたします。
つづきまして、議案第58号「不動産取得税徴収猶予に関する適格者について」を議題といたします。
参与より説明をお願いします。

参 与 42ページをご覧ください。

議案第58号「不動産取得税徴収猶予に関する適格者について」であります。

農地等の一括贈与にかかる贈与者及び受贈者について、地方税法附則第12条第1項に規定する適格者であることの承認を求めるものです。件数は1件です。

1番 贈与者は記載のとおりで、農業を営んでいた期間は45年です。受贈者は記載のとおりで、農業に従事していた期間は18年です。農地法による許可年月日は記載のとおりです。特例の適用を受けようとする農地等の詳細は、金木町喜良市千苺ほか田6筆、畑10筆 合計47,463㎡です。

徴収猶予を受けるための要件は次のとおりです。

- ・農地を生前一括贈与した日まで贈与者が引続き3年以上農業を営んでいたこと
- ・贈与者の推定相続人に贈与するものであること
- ・受贈者が18歳以上で引き続き3年以上農業に従事していたこと
- ・受贈者が認定農業者等担い手であること
- ・所有農地の全部を贈与するものであること

以上の要件を全て満たしており、適格者であると判断されます。

議 長 議案第58号についての説明が終わりました。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第58号について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第58号について原案のとおり承認いたします。

以上、議案第53号から議案第58号まで全ての審議が終了いたしました。

報告につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

事務局から何か報告等ございませんか。

事務局 (報 告)

議 長 その他に何かございませんか。

以上をもちまして、本日の会議を全て終了いたします。

慎重なご審議ありがとうございました。